

保険者号番号	区分 保険者名		一部負担金の割合				感染症法第37条適用医療の自己負担	感染症法第37条の2適用医療の自己負担	障害者総合支援法第58条適用医療（精神通院）の自己負担	
			一般被保険者	退職被保険者等	義務教育就学前※2	70歳以上高齢者 ※3				
						一般				現役並み所得者
13 801 6	千代田区		3割	2割	2割 ※4	3割	あり ※5	5% ※1	10%	
13 802 4	中央区									
13 803 2	港区									
13 804 0	新宿区									
13 805 7	文京区									
13 806 5	台東区									
13 807 3	墨田区									
13 808 1	江東区									
13 809 9	品川区									
13 810 7	目黒区									
13 811 5	大田区									
13 812 3	世田谷区									
13 813 1	渋谷区									
13 814 9	中野区									
13 815 6	杉並区									
13 816 4	豊島区									
13 817 2	北区									
13 818 0	荒川区									
13 819 8	板橋区									
13 820 6	練馬区									
13 821 4	足立区									
13 822 2	葛飾区									
13 823 0	江戸川区									
13 824 8	八王子市	3割	2割	2割 ※4	3割	あり ※5	5% ※1	10%		
13 825 5	立川市									
13 826 3	武蔵野市									
13 827 1	三鷹市									
13 828 9	青梅市									
13 829 7	府中市									
13 830 5	昭島市									
13 831 3	調布市									
13 832 1	町田市									
13 833 9	小金井市									
13 834 7	小平市									
13 835 4	日野市									
13 836 2	東村山市									
13 837 0	国分寺市									
13 838 8	国立市									
13 839 6	西東京市									
13 841 2	福生市									
13 842 0	狛江市									
13 843 8	東大和市									
13 844 6	清瀬市									
13 845 3	東久留米市									
13 846 1	武蔵村山市									
13 847 9	多摩市									
13 848 7	稲城市									
13 849 5	あきる野市									
13 850 3	羽村市									
13 851 1	瑞穂町									
13 852 9	日の出町									
13 854 5	檜原村									
13 855 2	奥多摩町									
13 856 0	大島町									
13 857 8	利島村									
13 858 6	新島村									
13 859 4	神津島村									
13 860 2	三宅村									
13 861 0	御蔵島村									
13 862 8	八丈町									
13 863 6	青ヶ島村									
13 864 4	小笠原村									

※1 一定の所得要件に該当する被保険者証には、法制93「結核医療給付金受給者証」又は「国保受給者証（精神通院）」が交付されます。

医療機関等（都内に限る）にてこの証を提示した場合、適用医療の自己負担はありません。

なお、障害総合支援法（精神通院医療）については、上限額管理票をもとに、窓口負担の徴収をお願いします。

※2 6歳の誕生日以後の最初の3月31日までとなります。

※3 70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）からとなります。

※4 70歳から74歳の一般所得者の2割の一部負担金は下記のとおりとなります。

誕生日	平成26年4月診療分の一部負担金割合	平成26年5月診療分の一部負担金割合
昭和19年3月31日まで	1割（特例措置）	1割（特例措置）
昭和19年4月1日	1割（特例措置）	1割（特例措置）
昭和19年4月2日から	3割（70歳未満）	2割

※5 感染症法第37条適用医療の場合は、世帯の所得に応じて自己負担額が生じる場合があるため、公費負担の決定書の確認をお願いします。

【国民健康保険組合】

平成30年4月1日 現在

保険者番号	区分		被保険者	一部負担金の割合		感染症法第37条適用医療の自己負担	感染症法第37条の2適用医療の自己負担	障害者総合支援法第58条適用医療（精神通院）の自己負担		
				義務教育就学前 ※2	70歳以上の高齢者※3					
					一般				現役並み所得者	
13	303	3	全 国 土 木 建 築	3割	2割	2割 ※4	3割	あり ※5	5%	10% ※1
13	304	1	東 京 理 容							
13	306	6	東 京 芸 能 人							
13	307	4	文 芸 美 術							
13	309	0	東 京 料 理 飲 食							
13	311	6	東 京 技 芸							
13	313	2	東 京 食 品 販 売							
13	314	0	東 京 美 容							
13	315	7	東 京 自 転 車 商							
13	316	5	東 京 青 果 卸 売							
13	317	3	東 京 浴 場							
13	319	9	東 京 都 弁 護 士							
13	320	7	東 京 都 薬 剤 師							
13	322	3	東 京 都 医 師							
13	323	1	全 国 左 官 タ イ ル							
13	324	9	東 京 建 設 職 能							
13	325	6	東 京 建 設 業							
13	326	4	中 央 建 設							
13	327	2	東 京 土 建							
13	328	0	全 国 板 金 業							
13	329	8	全 国 建 設 工 事 業							

※1 一定の所得要件に該当する被保険者証には、法制93「結核医療給付金受給者証」又は「国保受給者証（精神通院）」が交付されます。

医療機関等（都内に限る）にてこの証を提示した場合、適用医療の自己負担はありません。

なお、障害総合支援法（精神通院医療）については、上限額管理票をもとに、窓口負担の徴収をお願いいたします。

※2 6歳の誕生日以後の最初の3月31日までとなります。

※3 70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）からとなります。

※4 70歳から74歳の一般所得者の2割の一部負担金は下記のとおりとなります。

誕生日	平成26年4月診療分の一部負担金割合	平成26年5月診療分の一部負担金割合
昭和19年3月31日まで	1割（特例措置）	1割（特例措置）
昭和19年4月1日	1割（特例措置）	1割（特例措置）
昭和19年4月2日から	3割（70歳未満）	2割

※5 感染症法第37条適用医療の場合は、世帯の所得に応じて自己負担額が生じる場合があるため、公費負担の決定書の確認をお願いします。